

## 10 第4期障害福祉計画に向けたスケジュールについて

平成 27 年度からの第 4 期障害福祉計画に係る国の基本指針について、今年度内に障害者総合支援法の平成 26 年度施行分の内容等を含めた改正を行うことを予定している。なお、改正にあたっては、社会保障審議会障害者部会に諮ることとしている。

また、市町村における「障害者等の心身の状況等の調査」の方法や、市町村及び都道府県における「障害福祉計画の定期的な調査、分析及び評価等」の内容を整理したマニュアルについては、現在、事例を収集し分析を行っているため、完成次第、情報提供させていただきたい。

#### 追加資料 1

10 第4期障害福祉計画に向けたスケジュールについて  
P137 ~ P138 の間に挿入

### 第4期障害福祉計画に係る国の基本指針 の改正スケジュール

- 第4期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについては、今後、社会保障審議会障害者部会で御議論いただくこととしています。  
(現時点では、11月19日、12月26日に障害者部会を開催予定。)
  
- その後、2月～3月にかけて、基本指針案の作成、パブリックコメントの手続を行った上で、今年度内には基本指針を告示する予定です。  
今後、スケジュールに変更が生じた場合には、随時情報提供いたします。
  
- 各自治体において平成26年度早期から第4期障害福祉計画の作成に向けた検討が開始できるよう、引き続き、基本指針の見直しに関する情報の提供を行ってまいります。